

新宿区教育委員会会議録

平成十七年第一回臨時会

平成十七年三月二十九日
新宿区役所六階第四委員会室

新宿区教育委員会

《平成十七年第一回臨時会》

日時 平成十七年三月二十九日（火）

場所 新宿区役所六階第四委員会室

出席者

新宿区教育委員会

委員長
委員
委員
委員
教育長

木島富士雄
櫻井美紀子
内藤頼誼
熊谷洋一
金子良江

説明のため出席した者

次長
中央図書館長
教育政策課長
教育指導課長
学校運営課長
教育環境整備課長
生涯学習振興課長
生涯学習財団担当課長

今野隆雄
鹿島一悦
吉田悦
木下川肇
濱田幸二
木村純一
赤羽子
小野寺孝次

書記

教育政策課管理係長
教育政策課管理係主査
教育政策課管理係

久澄聰志
伊丹昌広
岩崎鉄次郎

《 議 事 日 程 》

議 案

日程第一	議案第十九号	新宿区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則
日程第二	議案第二十号	新宿区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則
日程第三	議案第二十一号	新宿区教育委員会パブリック・コメント制度に関する規則の一部を改正する規則
日程第四	議案第二十二号	新宿区教育委員会非常勤職員の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則
日程第五	議案第二十三号	新宿区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則
日程第六	議案第二十四号	新宿区文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則
日程第七	議案第二十五号	新宿区立図書館の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則
日程第八	議案第二十六号	教育委員会が行う個人情報保護事務に関する規則（全部改正）
日程第九	議案第二十七号	新宿区教育委員会が行う情報公開事務に関する規則の一部を改正する規則

報 告

- 一 平成十七年第一回新宿区議会定例会における代表質問等答弁要旨について
- 二 平成十六年度第二回新宿区教育委員会幼児・児童・生徒表彰について
- 三 図書館運営協議会の提言について
- 四 新宿区教育委員会事務局管理職員の異動内示について
- 五 新宿区立学校教育管理職員の異動内示について
- 六 その他

開 会 午後一時五十八分開会

木島委員長

ただいまから、平成十七年新宿区教育委員会第一回臨時会を開会いたします。
本日の会議には、全員が出席しておりますので、定足数を満たしております。
本日の会議録の署名者は、熊谷委員にお願いいたします。
本日の議事日程については、あらかじめ委員に送付しておりますが、議案一件について追加が必要と認めましたので、新宿区教育委員会会議規則第九条に基づき議事日程を変更いたします。議案として、「日程第九 議案第二十七号 新宿区教育委員会が行う情報公開事務に関する規則の一部を改正する規則」を追加いたします。
変更しました議事日程及び議案については、机上に配付いたしました。

議 案

議案第十九号 新宿区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

木島委員長

それでは、議事に入ります。
「日程第一 議案第十九号 新宿区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

教育政策課長

では、議案第十九号の説明を教育政策課長からお願いいたします。どうぞ。
それでは、「日程第一 議案第十九号 新宿区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則」について御説明いたします。
議案の概要で、まず御説明いたします。
概要でございますが、教頭級指導主事を管理職の指導主事として任用するため、統括指導主事を教育指導課に設置することができるようにするとともに、教育委員会事務局各課各係の担当事務を改める必要があるため、次のとおり規則改正するものでございます。
改正内容でございますが、教育指導課に統括指導主事を置くことができるということ。それから、統括指導主事は上司の命を受け学校教育に関する専門的事務を処理することというふうに定めるものでございます。
それから、二番目でございますが、教育行政の基本的な政策の策定及び重要施策の総合調整に関するものを、教育政策課管理係から企画調整係へ移管するものでございます。
三番目でございます。校外施設が区外学習施設というふうになりましたけれども、女神湖高原学園の設置、廃止及び管理運営等に関するものを生涯学習振興課生涯学習・スポ

ーツ係に移管するものでございます。

四番目でございます。学校運営課保健給食・幼稚園系の日本体育・学校健康センターに関するものを、日本スポーツ振興センターに関するものに改めるものでございます。

新旧対照表をごらんいただきたいと思います。議案第十九の四枚目でございます。

改正後でございます。

第四条のところの第四号、教育指導課に統括指導主事を置くことができる。

それから、第八条、統括指導主事は、上司の命を受けて、学校教育に関する専門的事務を処理するというものでございます。

それから、現行のところ、右側でございますが、第十二条のところの管理係の（七）、ここに教育委員会の主要事業の企画及び調整に関することとございますが、これは次のページをおあけいただきたいと思います。次のページの左側、企画調整係の（一）教育行政の基本的な政策の策定及び重要施策の総合調整に関することを企画調整係の職務とするものでございます。

それから、第十三条でございます。教育活動支援係のところの（五）館山塩見臨海学園の設置、廃止及び管理運営に関すること。それから、（六）女神湖高原学園の校外教育活動の利用に関することというふうに定めるものでございまして、一枚おめくりいただきまして次のページ、第十六条、生涯学習・スポーツ係がございます。ここの（四）、（五）で、（四）につきましては女神湖高原学園の設置、廃止及び管理運営等に関すること、（五）が館山塩見臨海学園の生涯学習活動の利用に関することというものでございます。つまり、館山塩見につきましては、教育活動支援係が管理運営していくと。それから、女神湖高原学園については、生涯学習・スポーツ係が管理運営をしていくということでございます。

それから、一枚戻っていただきまして、第十四条でございます。ここの（四）日本スポーツ振興センターとなっております。右側が現行でございますが、日本体育・学校健康センターというふうになっております。これにつきましては、独立行政法人で日本スポーツ振興センターが設立されましたので、その関係で名称を変更するというものでございます。

施行日でございますが、平成十七年四月一日でございます。

提案理由でございますが、教頭級指導主事を管理職の指導主事として任用するため、規定を整備する必要があるとともに、教育委員会事務局各課各係の担当事務を改める必要があるためでございます。

木島委員長

よろしく御審議お願いいたします。
説明が終わりました。御意見、御質問をどうぞ。
どうぞ。

内藤委員
木島委員長
教育指導課長

最初の統括指導主事は、単数年のためですか、単数なんですか、一人なんですか。
どうぞ。
本区にあっては一名を考えておりますが、それは一名に限らず二名ということもあり得ます。

木島委員長

ほかに。
どうぞ。

内藤委員

この館山塩見臨海学園と女神湖高原学園、この担当の区分がちょっとわかりにくいんですが、館山については教育活動支援係が主となり、女神湖については生涯学習・スポーツ係が主となると、そういう意味なんでしょうか。

木島委員長
教育指導課長

どうぞ。
さようでございます。ちなみに、少し補足させていただきますと、館山塩見は平成二十年を目途に閉園という形を考えておりますので、現行どおり教育指導課の支援係が管理運営をつかさどらせていただくということでございまして、女神湖については指定管理者の導入とともに、後段の係に移動したということでございます。

木島委員長
内藤委員

どうぞ。
これ全く余談ですが、大久保中学校の閉校に伴う生徒の文集を見ると、女神湖高原学園の体験が非常によかったということを書いている生徒がたくさんいました。だから、やはり女神湖高原学園の活用を、今後とも引き続き活用に努めていただきたいと思います。

木島委員長

ほかに御質問は。
ほかに御意見、御質問がなければ、「議案第十九号 新宿区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

木島委員長

議案第十九号は原案のとおり決定いたしました。

議 案

議案第二十号 新宿区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則

木島委員長

次に、「日程第二 議案第二十号 新宿区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

教育政策課長

では、議案第二十号の説明を教育政策課長からお願いいたします。どうぞ。

それでは、「日程第二 議案第二十号 新宿区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則について」御説明いたします。

これは新宿区の組織改正がございまして、新宿区教育委員会の権限に属する事務を委任している受任者を改める必要があるために改正するものでございます。

議案の方の現行、改正後をごらんいただきたいと思います。三ページ目になります。

新宿区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則新旧対照表でございます。

その改正後でございます。

委任事務につきましては、一つに学齢児童・学齢生徒の就学並びに入学、転学及び退学に関することがございます。これは、これまで区民部区民課長及び特別出張所長に委任していたものでございますが、今回、区民部区民課長が組織改正に伴いまして、地域文化部戸籍住民課長というふうになりましたので、改正するものでございます。

もう一点は、中央図書館の区役所内分室の管理及び運営に関する事務でございますが、これの図書館資料の収集等につきましては、企画部広報課長に委任していたものでございますが、これが区長室区政情報課長となりましたので、受任者を改正するものでございます。

提案理由でございますが、新宿区の組織改正に伴い、新宿区教育委員会の権限に属する事務を委任している受任者を改める必要があるためでございます。

施行日は、平成十七年四月一日でございます。

よろしく御審議をお願いいたします。

木島委員長

説明が終わりました。御意見、御質問をどうぞ。

どうぞ。

櫻井委員

要するに、これは受任者の部署の名称が変わったということだけと受けとめてよろしいんですか。

教育政策課長

そのとおりでございます。

木島委員長

ほかに。

内藤委員

いいんじゃないですか、内容的にも名称が変わるということなら。

木島委員長

そうですね。

特にほかに御意見、御質問がなければ、「議案第二十号 新宿区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

木島委員長

議案第二十号は原案のとおり決定いたしました。

議案

議案第二十一号 新宿区教育委員会パブリック・コメント制度に関する規則の一部を改正する規則

木島委員長

次に、「日程第三 議案第二十一号 新宿区教育委員会パブリック・コメント制度に関する規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

では、議案第二十一号の説明を教育政策課長からお願いいたします。どうぞ。

教育政策課長

それでは、「日程第三 議案第二十一号 新宿区教育委員会パブリック・コメント制度に関する規則の一部を改正する規則」について御説明いたします。

これにつきましては、先ほどの二十号議案と同じように、新宿区の組織改正がございましたので、その部課名を改めると。また、個人情報保護条例が全部改正されましたので、条例の番号を改める必要があるということで、規則改正をするものでございます。

議案の新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

改正後でございますが、第六条のところ、区長室区政情報課となっております。これは現行では企画部広報課でございます。

それから、第九条の二、新宿区個人情報保護条例、これが平成十七年新宿区条例第五号ということで、先日の区議会定例会で議決されて成立したものでございます。現行では、平成二年の新宿区条例第七号というものでございます。

それから、一覧の作成、第十条のところでも、広報課から区政情報課というふうに変更されたものでございます。

施行日でございますが、平成十七年四月一日でございます。

提案理由でございます。新宿区の組織改正に伴い、部課名を改めるとともに、新宿区個人情報保護条例の全部改正に伴い、規定を整備する必要があるためでございます。

よろしく御審議をお願いいたします。

木島委員長

説明が終わりました。御意見、御質問をどうぞ。

これも同じですね。組織改正に伴うものです。

ほかに御意見、御質問がなければ、「議案第二十一号 新宿区教育委員会パブリック・コメント制度に関する規則の一部を改正する規則」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

木島委員長

議案第二十一号は原案のとおり決定いたしました。

議案

議案第二十二号 新宿区教育委員会非常勤職員の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則

木島委員長

次に、「日程第四 議案第二十二号 新宿区教育委員会非常勤職員の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

では、議案第二十二号の説明を教育政策課長からお願いいたします。どうぞ。

教育政策課長

それでは、「日程第四 議案第二十二号 新宿区教育委員会非常勤職員の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則」について御説明いたします。

これは概要により、まず御説明いたします。

第二十二号議案でございますが、非常勤職員の職の新設と、また勤務形態の変更に伴いまして、報酬の額を定める必要があるもので改正するものでございます。

改正内容でございます。

一番、教育センター、区立学校のコンピュータに関する指導及び専門知識を有する者の職として、教育情報推進員の設置に伴い、月額二十四万二千元を定めるものでございます。

二番、図書館奉仕員の職を午後八時十五分までの勤務態様がある甲と七時十五分までの乙に分けることに伴いまして、甲の月額を二十一万五千六百元、乙の月額を二十一万四千六百元と定めるものでございます。

これは中央図書館と四谷図書館につきましては八時まで開館しております。それに伴いまして勤務時間は八時十五分ということでございます。その他の地区館と、それから中央図書館の資料室につきましては、七時十五分までということになりまして、これを乙というふうにしたものでございます。

なお、現行でございますが、現行におきましては、両方とも同じ、甲乙分けることなく同額の報酬額でございます。現行では二十一万三千六百元でございます。甲につきましては二千元アップ、それから乙につきましては千円増額でございます。

三番、子供たちに生きる力や人間力の重要性を伝えること等を職務とする子どもの生き

方パートナーの職の設置に伴いまして、月額十五万八千円を定めるものでございます。これは乙武洋匡氏をこの職に任用するわけでございますが、せんだって御説明いたしましたときは、子どもの生き方アドバイザーということでもございましたけれども、パートナーの方がいいんじゃないかということで、この名称を使わせていただいております。

失礼いたしました。中央図書館につきまして、視聴覚室でございます。訂正させていただきます。

ちょっと新旧対照表をごらんいただきたいと思います。三枚目でございます。

この真ん中から下のところ、聴覚・言語指導員、その下に教育情報推進員でございます。これは新設で、月額二十四万二千円でございます。

それから、下から二番目のところ、図書館奉仕員がでございます。これは甲が月額二十一万五千六百元、乙が月額二十一万四千六百元。これは現行では、図書館奉仕員は月額二十一万三千六百元というふうに一本のものでございます。

子どもの生き方パートナーにつきましては、月額十五万八千円ということでございます。施行日でございますが、平成十七年四月一日でございます。

提案理由は、非常勤職員の職の新設、変更に伴い、報酬の額を定める必要があるためでございます。

よろしく御審議お願いいたします。

説明が終わりました。御意見、御質問をどうぞ。

どうぞ。

まず一の教育情報推進員、これは各校に一人なのか、常勤なのか。

どうぞ。

新宿区全体で一名でございます。教育センターの中に配置してございまして、学校のお求めに応じてコンピュータの専門的な技能を発揮してサポートする、そういうシステムとなっております。

なお、教育センターに通常在勤しておりますので、こちらからの求めに応じていろいろ資料をつくったりとか、あるいはコンピュータで分析したりというようなこともやっていただいております。

わかりました。もう一ついいですか。

どうぞ。

二番の甲と乙に分けるんですけれども、甲になった人は常に八時十五分まで、乙は七時十

木島委員長

櫻井委員

木島委員長

教育指導課長

櫻井委員

木島委員長

櫻井委員

木島委員長
中央図書館長

五分までとなるのでしょうか。

どうぞ。

現在は、中央図書館と四谷図書館につきましては午後八時まで開館してございます。したがって、非常勤の職員につきましてもローテーションで、月三回程度でございますが八時十五分までの勤務がございます。一方、地区館によりまして非常勤、図書館奉仕員につきましては、現行は六時までの開館でございますので、六時十五分までの勤務でございますが、このたび先ほど説明がございましたとおり四谷を除きます七地区館及び中央図書館の視聴覚室につきまして、現行六時を七時までの開館にいたしますので、このために一時間、いわゆる今まではきちとした規則的な勤務でございましたが、月四回程度の不規則勤務、七時までの勤務が地区館等に導入されるということでございます。

これに伴いまして、正規職員につきましては特殊勤務手当で対応しておりますが、この金額に対応した四分の三相当、すなわち正規職員は一週間四十時間の勤務でございますが、非常勤職員は一週間三十時間になっております。したがって、特殊勤務手当に対応した四分の三相当の、一カ月四回程度まいりますので、この部分で地区館につきましては、一カ月の報酬が千円相当アップになると。非常勤職員につきましては、報酬と実費弁償しか支給できないことになっておりまして、正規職員は特殊勤務手当で対応しているところを報酬額の増で対応しようというものでございます。すなわち、一時間の七時までの開館に伴う変則勤務が導入されますので、それに伴う職員との均衡、四分の三対応といたしまして地区館等では千円アップと。

それから、これに伴いまして、従前から同じ制度でやっておりました非常勤職員でございますけれども、現在でも八時十五分までの勤務がございますので、七時までの非常勤職員に千円アップをしたことに伴う調整といたしまして、二千円増額をするというものでございます。これにつきましても、中央図書館及び四谷図書館の正規の職員につきましては、一勤務当たりの特殊勤務手当が出てございます。これに対応する四分の三相当の金額ということで、一カ月分の報酬に反映させるというものでございます。

櫻井委員

わかりました。

後ほどもう少し確認させてください。

内藤委員
中央図書館長

八時まで開館しているというのは大分前からやっていたか。

確かに八時までには中央図書館と四谷図書館は勤務をしてございます。それで、実は新年度、五月十日からですけれども、いよいよ地区館の現行六時までを七時までにやるわけござ

いますが、同じ勤務条件で非常勤職員を採用していたところでございます。ただ、このたび地区館の一時間延長に伴いまして、正規職員につきましては、一回当たりでございますが三百四十円の特殊勤務が出ております。これに対応する一カ月、約四回でございますので、その四分の三の相当額を報酬に反映させるというものでございます。

一方で、委員御指摘のように中央図書館と四谷は現在でも八時までの開館でございますが、地区館の非常勤職員の増額をするため、一時間延長のために増額をするわけですが、既に二時間延長している部分についても調整をする必要があるということで、その調整額として二千円を増額するというものでございます。

木島委員長
教育政策課長

どうぞ。

ちょっと込み入っているお話ですので、今ちょっと資料をお持ちいたしますので、それで説明させていただきたいと思います。

櫻井委員

ほかです。次のです。

生き方パートナーですけれども、これは今のところ乙武さん一人だけを予定していらっしゃるんですか。

木島委員長
教育政策課長

どうぞ。

そのとおりでございます。

櫻井委員
教育政策課長

将来ふやすということもあり得るんでしょうか。

現在のところは、乙武さんを任用するというための非常勤職員の設置ということでございます。

木島委員長
内藤委員

どうぞ。

何か額がそれほど多くないように思いますけれども、これはどういう根拠でこの数字になるんですか。

教育政策課長

乙武さんの子どもの生き方パートナーにつきましては、雇用形態が年間百四日でございます。これは平均いたしますと週二日ということでございまして、通常、二日ということでございますと十二時間でございます。通常の非常勤職員の場合、三十時間になっておりますので、そういう形で通常に考えられる非常勤職員の三十分の十二ということで、大体このような金額を算定したものでございます。

内藤委員

ボランティア的な様相が強いと思いますけれども、もう少しこれは、個人的な見解だけど、せっかくこういう人が来てくれる、あるいはこれからも適材を子どもの生き方パートナーに採用するというのは、もう少し報酬は出してもいいんじゃないかと、意見として申し

教育政策課長

添えます。

考え方いろいろあるんですけれども、新宿区の非常勤職員の報酬額につきまして、相当な額の決め方がございます。また、例えば、特別職の退職者として非常勤職員を採用した場合は、これが大体三十時間で、それで計算いたしますと、大体十二万円ぐらいしかないのと、週二日です。この乙武さんにつきましては、時間単価が三千円ほどでございますので、一応、業務内容といたしましては、学校とかいろいろな、そういう子供が集まる現場、現場に赴いて、そこで一緒にいろいろな話をしてもらったりすると。そういう活動をまた発信すると。この発信すると、非常にかなり酷薄の評価になると思いますけれども、この単価三千円というのは、こういうふうな業務内容におきまして、新宿区の中でも例を見ぬ高い金額で想定いたしましたものでございますので。また、乙武さんのそういうような活動内容によりまして、また変更があるかもしれませんけれども、今回これでいきたいというふうに思っております。

木島委員長
中央図書館長

どうぞ。

お手元に、この報酬等に関連いたしました作成いたしましたプリントでございますが、このたび七地区館プラス中央図書館の視聴覚室を一時間延長するわけでございます。この一時間延長に伴いまして、職員の場合でございますが、一勤務につきまして三百四十円ということになります。この三百四十円、裏側の別紙というのがございます。この特殊勤務手当がついているわけでございます。平日の一時間延長でございますので、月四回、回ってくるわけでございますが、その四分の三の料率でございますけれども、職員の場合が週四十時間勤務、そして非常勤の場合が、その四分の三の三十時間勤務になってございます。したがって、算出いたしますと、こちらにあります二百五十五という数字が出るわけでございますけれども、この掛ける二百五十五円に、月に四回、回ってまいりますので、おおむね千円ということでございます。

ただ、先ほど申し上げましたとおり非常勤職員でございますので、報酬のほかには実費弁償という形になります。職員の場合は、特殊勤務手当等、さまざまな手当がございますけれども、それに対応して正規職員との均衡を図って、その均衡を図った千円の相当額を報酬で反映させようというものでございます。したがって、地区館と視聴覚室の一時間延長につきましては千円の増額を図ると、月額で千円増額を図るというものでございます。

それから、四谷図書館、それから中央図書館につきましては、現在でも夜八時までの開館をしております。今までは、この変則勤務につきましては、正規職員につきましては、

お手元にありますけれども、資料の別紙の方でございますけれども、現在は九百円で新年度は八百九十円でございます。この間、非常勤職員との調整を行っていなかったということでございますが、新年度から一時間延長の非常勤職員につきまして増額を図るということでございますので、従前から二時間の変則勤務、夜八時十五分までの変則勤務をやっております中央図書館及び四谷図書館の職員につきましても、職員の特殊勤務手当の単価に四分之三を乗じまして、現在おおむね月三回の当番が回ってまいりますので、相当額を同じように報酬額に反映させようということで調整を行うというものでございまして、それぞれ地区館等につきましては千円のアップ、それから中央図書館、四谷につきましては二千円のアップということでございます。職員の勤務にかかわる手当等の均衡を図るというのがねらいでございます。

櫻井委員

ねらいはすごくよくわかったんですが、そうすると、午後八時十五分までの勤務形態がある甲、ない乙というのは、具体的にはどうだということではなくて、月四回ですか、に延長した場合、この二十一万何がしというものに照らし合わせて追加を払うよと、そういうことですか。

中央図書館長

すみません、御説明が難しくして申しわけございません。

要は、職員が一勤務に対しまして特殊勤務手当で、余計に手当という形でいただいているわけです。非常勤職員でございますので、手当の制度が条例上もございません。したがって、職員とのバランスを図るためには、報酬に反映する方法以外に方法がないということでございます。その際に、職員は週四十時間ですが、非常勤職員は週三十時間でございますので、料率といたしましては四分之三を使用すると。それから、一カ月に回ってくる当番の回数が、一時間延長の場合は四回程度でございます。したがって、それを計算しますと約千円ということございまして、報酬月額千円を増額する必要があると。

それから、四谷と中央につきましては、現在までそういう増額措置をしていないわけでございますが、一時間勤務よりも、さらに二時間延長勤務をするわけでございますので、一時間の職員に対しまして支給をする、千円アップをするわけでございますから、二時間の変則勤務につきましては、職員が八百九十円、一回当たり手当が出ておりますので、これも四分之三を乗じまして、月三回程度、回ってくるということで、新たに一時間延長の非常勤との均衡もあわせて図るために、二千円を増額するということでございます。

木島委員長

ほかに、御意見、御質問よろしいですか。

ほかに御意見、御質問がなければ、「議案第二十二号 新宿区教育委員会非常勤職員の

報酬の額に関する規則の一部を改正する規則」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

木島委員長

議案第二十二号は原案のとおり決定いたしました。

議案

議案第二十三号 新宿区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

木島委員長

次に、「日程第五 議案第二十三号 新宿区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

では、議案第二十三号の説明を教育政策課長からお願いいたします。どうぞ。

教育政策課長

それでは、「日程第五 議案第二十三号 新宿区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」について御説明いたします。

概要でございますが、教頭のトップ・マネジメントの強化、モラールアップ、対外的な対応の円滑化を図るため、教頭の名称を副校長と称する必要があるので、規則を改正するというものでございます。

この三つの理由でございますが、一つが校長及び教頭のトップ・マネジメントの強化でございますが、教頭が校長を助け、校長とともに学校経営を担う管理職としての立場をより明確にすると。そういうことで、トップ・マネジメントの強化を図るというものでございます。

それから、教頭のモラールアップでございますが、副校長と称することにより、学校経営の経営層としての自覚と教頭自身のモラールアップを図るものでございます。

それから、三番目でございますが、対外的な対応の円滑化というものでございます。これにつきましては、副校長と称することによりまして、学校経営を担う者としての立場をより明確にするということで、保護者や地域社会等への対外的な対応の一層の円滑化を図るというものでございまして、こういうことによりまして学校の教育力を向上させることができるというふうに考えたところでございます。

施行日が平成十七年四月一日でございます。

提案理由でございますが、教頭の名称を副校長と称する必要があるためでございます。

よろしく御審議お願いいたします。

木島委員長

説明が終わりました。御意見、御質問をどうぞ。

櫻井委員
木島委員長
教育指導課長

どうぞ。

では、教頭というのは、一切名称がなくなってしまうわけですか。

どうぞ。

名称でございますけれども、小学校、中学校の教頭は副校長とさせていただきたいと。ただし、幼稚園については園長と副園長と、また幼保一元化等の作業も行っておりますので、若干整合性がずれるという可能性がありますので、今回は幼稚園については対象外とさせていただいておりますので、名称的には幼稚園には教頭の名称が来年度も残る予定でございます。

櫻井委員

この議案は、教頭を副校長と称するのでいいかということではないんですね、もうこれは決定。それを諮られたことはないですね、教育委員会に。教頭を副校長としたいけれども、どうだろうということは今までありましたか。なかったですね。

教育政策課長

これまで、教頭を副校長と称することについてはお諮りした等のことはございません。今回、この学校管理運営規則を改正することによりまして、副校長と称したいということでございます。

内藤委員

ちょっとさっきの説明で納得できないんだけれども、それなら教頭を廃して副校長を置くとなるべきであって、教頭を副校長と称するということは、この後ろの新旧対照表を見ても、副校長と称するだけで教頭というのは教頭なんでしょう。あくまで名称だけのことでしょう。

教育政策課長

教頭というものにつきましては、学校教育法で定められた職名でございます。職の名前でございまして、今回は名称を副校長と呼ぶと、そういうふうなことでございます。

内藤委員

つまり、学校教育法の教頭という職はどうなるのですか。

教育政策課長

それは、職は残るということで。

内藤委員

どういうメリットがあるんですか、その副校長と称することで。

教育指導課長

最大のメリットは、やはりマネジメント意識を持って内外ともに認められ、自覚をして校長を助けていくと、これに尽きると思います。学校教育法も、校長を助けるというふうに、学校教育法の二十八条に示されております。校長を助け、校務をつかさどり、必要に応じて児童の教育に当たるということになっているんですけれども、なかなか教頭という名称では古いということもございますし、やはり副校長ということで、先ほど政策課長の御説明にもございましたように、マネジメントとしての長であるという、その経営層としての担い手として内外ともに名称、それをもって明らかにしていきたいというねらいでござい

内藤委員
教育指導課長
内藤委員

木島委員長

櫻井委員

内藤委員
櫻井委員
次長
木島委員長
教育指導課長

ます。

これはあれですか、新宿区のみならず、公立小・中学校全般に行われている名称ですか。全都的な動きでございます。

これはノスタルジーですけれども、教頭先生というのは十分尊敬に値する名称であって、僕なんかの語感でいうと副校長の方が軽いけれども。教頭先生というのは偉いんです。

以上、これはノスタルジーに基づく私見であります。

確かに唐突ですよ。その意味を議論する前に、こういうことを決めるのはいかがということは当然だろうと思うんですね。

どうぞ。

そういう、例えば教頭を副校長にするのが是か非かという議論は、ここには持ってくるべき種類のものではないのですね。

いや、今、持ってきているんだらう。

いや、もう決まっちゃっています。

いや、否決されれば別です。

どうぞ。

今回は、これは東京都の教育委員会が、都立高校を中心に副校長という名称でという、組織改正を大きくねらって提案されてきて、それが区市町村教育委員会でも同様の扱いをお願いしたいということは、確かに発端としてはございました。ただ、そういう言われたからやるという後ろ向きなことではなくて、今回やはり時代の担い手として学校の中核を担う教頭が、内外ともに、同じ言葉の繰り返しになりますけれども、マネジメント意識を持っていかないと、なかなか難しいという実態がございます。

そう考えたときに、本来でしたらば、委員が御指摘のように、教頭の専決事項、つまり校長がいようがいまいが、教頭が責任を持って専決できる事項を協議して、その必要性に応じて教頭が、名称はともかくとして教頭がきちっとやれる守備範囲というか職務範囲を明らかにしていった上で、名称を変えるなら変えるということが本来的で、櫻井委員御指摘のとおりだと私も思います。

ただ、この専決事項を議論し始めていきますと膨大であるということと、また学校や地域の実態によっても随分違ってきますし、それから校長の経営方針によってもかなりの違いが出てくるので、それはなかなかやり切れないということもあって、名は体をあらわすということで、まず名前を変えて、また教育がいろいろと課題も多うございますので、求

められているところの意識の変革を名前から変えていこうと。御心配が当たって、張り子のトラみたいな感じになっているんじゃないか困るわけですので、その辺は十分、現場にも自覚を促していきたいと思いますけれども、趣旨というか、ねらいと流れは以上のとおりでございます。

内藤委員

ただ、これ割と珍しいと思うんですよね。教頭の権限、その他一切変わらなくて、教頭は副校長と称するというだけの改正でしょう。細かいことを伺うようですが、発令は教頭ですか、副校長ですか。

木島委員長

どうぞ。

教育指導課長

発令でございますけれども、これはこのようになります。公立学校の教頭に任命するとあって、例えば新宿区立小学校、中学校副校長に補するという形になります。

内藤委員

公立学校の教頭に任命されて、副校長に。

教育指導課長

教頭に任命されて、副校長に補する。

木島委員長

ただ、この教頭のトップ・マネジメントの強化まではいいんですけれども、モラルアップ、対外的なというのまでいいんですけれども、モラルアップを図って。教頭だとモラルアップはならないんですかという。

どうぞ。

教育指導課長

そのモラルアップの件ですが、当然、名称を変えただけでは図られるものではございませんので、平成十七年度は新宿区の小・中学校教頭に対しては、これまでの教頭研修を大幅に変更させていただいて、まさしくマネジメント能力が高まるように、民間の企業で商品開発等に当たっているような方々に、課題追求の仕方とか解決の仕方、プレゼンテーションの仕方とか、あるいは商品開発のノウハウとか、そういうものをただ話を聞くということじゃなくて、チーム編成で行って、それを自分たちで何かを開発していくというような、そのような研修を中核に据えて、今求められている教頭、そして副校長として名称を変更した、求められているシステムについて、体験的に研修をするというようなことも中核に据えて、モラルアップを図っていききたいと。このように今、準備を進めているところでございます。

木島委員長

もう一つ、老婆心ながらお聞きしますけれども、名称が変わるだけであって、待遇とか給与等に関しては特別なことは決まっていらないんですか。

教育指導課長

名称が変わることで、即待遇が変わるということはございません。ただ、御案内とは存じますが、業績評価が管理職については既に始まっておりますので、下位評価がついた場合

木島委員長
教育長

には、給与が若干減り、また上位評価であれば、その分が加算されるというような形で、名称そのものは変わりませんが、そういう状況で給与の変化がございます。

どうぞ。

この教頭というのを、私、学校に行ってみて、やはりかなりモラルがちょっと低い、人によって違いますけれども。やはり名前を変えたから、名称を変えたからというものではないんですが、やはり学校を担っていく、校長と一緒に担っていく、副校長という名称を与えることによって、私どもの意識というか姿勢を各教頭先生方に示していきたいというような思いもございます。そういうことも含めて、今後その副校長という名に恥じないようなモラルアップを図れるような取り組みを、研修等、それから誇りを持って仕事ができるようなサポートをしていく必要があるだろうということ、そういう覚悟も含めて、この名称変更を考えたということでございます。

木島委員長
熊谷委員

ほかに、御意見、御質問、いかがですか。

意見というか、ちょっとお聞きしたいんですけれども、この校長とか教頭とかというのは英訳があるんですか。というのは、例えば校長は何ていうんですか。プリンシパル、スクールマスター、プリンシパル。そうするとバイスプリンシパルになるんですか、副校長というのは。いや、教頭はスクールマスターなんですか、プリンシパルですか。そうすると、今度はバイスプリンシパルになるんですか。

というか、英語の方が論理的なんですよ。だから、教頭が多分、トップマネジャーみたいな形だったら。教頭って何ていうんですかね、教頭って日本語らしい日本語のような気もするんですけれども。

櫻井委員
熊谷委員

バイスプリンシパル、教頭が。

ですよ。だから、そういうふうに見ると、別に教頭というのはもともとバイスといふかな、副校長なのかなという気がしたものですから、ちょっと今お聞きしたんですけれども。

木島委員長

向こうでは、よくサブプロフェッサー、準教授というものを使いますね。そうすると、準教授になるか、それとも本当の副校長なのか。サブなのか、バイスなのかと。

熊谷委員

それから、大学ぐらいになるときちんとみんなしているんですけれども、アソシエート・プロフェッサーとか、全部きちっとわかるようになっていっているんですけれども。いや、何でそんなことをお聞きするかというと、これの説明文にトップ・マネジメントとかモラルアップとか、やたら英語で説明しておいて、こっちの方は教頭というのは何じゃというあれで。今、国際的なあれですから、かなり国際交流も、中学でも小学校でもこれからどん

教育政策課長
熊谷委員

どん盛んになるでしょうし、そういうときにきちっとした英語でどういうふうに表記するかということが必要かと。

バイスだと。

教頭がバイスプリンシパルだったらそのままですよ。だから、むしろ何と言ったらいいいのかな、もともと教頭は副校長だったと、今さら何を言うんだと、こういうことになる。それをちょっと都知事にでも、行って説明せんとわからないかなと思うんですけども。

いや、これ反対をしているわけじゃないんですけども、やはりちょっともう少し。

教育長

日本語的には、やはり教頭という名前、我々はなじんでいますけれども、まあなじみない人から見れば、副校長と言う方がやはり校長をきちっと補佐する。

木島委員長

ということは、日本語的のですね。

櫻井委員

だから、委員長職務代理も副委員長と。

次長

職務代理、それは意味が違うでしょう。委員長がいるときは職務代理は委員です。

櫻井委員

マネジメントしないからね。

木島委員長

よろしいですか、そうすると、それで。

内藤委員

全部がね、新宿区だけ副校長がいらないというわけにもいかないしさ。いくんだらうけれども、ちょっとまずいでしょう。

木島委員長

ほかに御意見、御質問がなければ、「議案第二十三号 新宿区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

木島委員長

議案第二十三号は原案のとおり決定いたしました。

議案

議案第二十四号 新宿区文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則

木島委員長

次に、「日程第六 議案第二十四号 新宿区文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

では、議案第二十四号の説明を教育政策課長からお願いいたします。

教育政策課長

それでは、「日程第六 議案第二十四号 新宿区文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則」について御説明いたします。

概要により、まず御説明いたします。

これは不動産登記法の全部改正がございました。今年の六月十八日に公布されて、本年、

十七年三月七日に施行されたものでございます。その中で、これまで登記簿謄本が原則の証明ということになってあったわけですが、今回、登記事項証明書が、これが原則になるというふうに改められたものでございます。この登記事項証明と申しますのは、電子情報処理組織によりまして作成されたというものでございます。

改正内容でございますが、第十九号様式、土地の所在等の異動届の中に添付することとされている「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改めるものでございます。

議案第二十四号の三枚目をおあけいただきたいと思っております。ここに新旧対照表がございます。横になっております。

左が改正後でございます。

ここの二の(二)地番・地目又は地積の異動の場合は、登記事項証明書及び公図の写しというふうになるものでございます。

適用関係でございますけれども、改正後の規則の適用については、登記簿の謄本は、これを登記事項証明書とみなすものでございます。

施行日でございますが、公布の日を施行日といたします。

提案理由でございます。不動産登記法の全部改正に伴い、規定を整備する必要があるためでございます。

よろしく御審議をお願いいたします。

説明が終わりました。御意見、御質問をどうぞ。

これはその登記簿謄本というのが証明書というふうに変わったということですね。

ということで、よろしいでしょうか。

それでは、「議案第二十四号 新宿区文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

議案第二十四号は原案のとおり決定いたしました。

木島委員長

木島委員長

議案

議案第二十五号 新宿区立図書館の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則

木島委員長

次に、「日程第七 議案第二十五号 新宿区立図書館の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

では、議案第二十五号の説明を教育政策課長からお願いいたします。どうぞ。

それでは、「日程第七 議案第二十五号 新宿区立図書館の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則」について御説明いたします。

概要により、まず御説明いたします。

概要によりますと、利用者の利便を図るため図書館の開館時間を延長するとともに、図書館資料の個人貸し出しを受けることができる者の要件を定める必要があるので、次のとおり規則を改正するものでございます。

次のページをおあけいただきたいと思えます。

まず最初に、先ほど報酬の決定のところで審議がございましたが、一つが中央図書館視聴覚室、それから鶴巻、西落合、戸山、北新宿、中町、角筈、大久保の各地区館を火曜日から金曜日までの間、開館時間を一時間延長して午後七時までとするものでございます。

それから、二番目、図書館資料の個人貸し出しの登録等でございます。個人貸し出しの登録等につきましては、これまで区役所内の分室につきましても、同じ条文で定めたところでございますが、この区役所内分室と、それからそれ以外の先ほどの地区館等につきましては、中央図書館、それから地区館等につきましては、別々に定めるというものでございます。

三番でございます。これは区役所内分室のものを除くものでございます。図書館資料の個人貸し出しを受けることができる者の要件を定めるものでございまして、(一)個人貸し出しの要件は、東京都内在住者、区内在勤、在学者及びこれらに準ずる者とする。このこれらに準ずる者につきましては、館長が認めた者でございます。それから、(二)、この要件に該当しなくなったときは登録を抹消するというものでございます。

それから、四番、利用者カードの無効の条文については登録の抹消、これまで利用者カードが無効であるというふうに定められたものにつきましては、抹消の条項の中に整理したものでございます。

適用関係でございますが、既に登録している者で個人貸し出しの要件に該当しない者については、平成十八年十二月三十一日で登録を抹消するというものでございます。

恐れ入りますが、議案第二十五号の新旧対照表をおあけいただきたいと思えます。五枚目になります。

左の改正案でございます。

開館時間でございますが、中央図書館、これは視聴覚室を除くものでございます、というふうに規定されるものでございます。中央図書館につきましては、平日は十時から八時

までというものでございます。それから、中央図書館の視聴覚室をこちらの方にも組み込みまして、それからほかの地区館につきましては、火曜日から金曜日までは午前十時から七時、土曜日、日曜日、こどもの日及び文化の日は、午前十時から午後六時までというふうにしたものでございます。一番下につきましては、これは分室というふうな読みかえの規定でございます。

それから、一枚めくっていただきまして、第十条でございます。

第十条、登録等でございます。分室の図書館資料を除きますが、図書館資料の個人貸し出しを受けることができる者は次のとおりとすると。これは別表第一に利用資格の定めがあるものにつきましては、これは視覚障害者の規定でございます。それを除きまして、（一）東京都内に住所を有する者、（二）新宿区内の事務所もしくは事業所に勤務する者又は新宿区内の学校に在学する者、（三）が前二号のいずれかに該当する者に準ずる者として館長が定めた者というものでございます。

それから、三項でございます。館長は、第一項各号のいずれかに該当すること及び氏名、住所等の確認ができたときは、登録を行い、利用者カードを交付するというものでございます。

四項でございますが、登録事項に異動が生じたときは、速やかにその旨を届け出なければならぬというものでございます。

五項につきましては、登録の抹消でございます。（一）登録者が転居・異動等により第一項のそれぞれに該当しない場合、第一項につきましては先ほど言いましたように都内に住所を有する者等でございます。いずれにも該当しなくなったときは登録を抹消すると。（二）利用者カードが他人に貸与され、もしくは譲渡されたことが判明したとき。または利用者カード紛失の届け出があったときは、利用登録を抹消するというものでございます。

六項でございますが、登録者が、二年以上継続して個人貸し出しを行わなかったときは、登録を抹消することができるというものでございます。

第十一条でございます。中央図書館の区役所内分室の図書館資料の個人貸し出しを受けようとする者は、あらかじめ登録の申し込みをして、貸出券の交付を受けなければならないというものでございます。これは現行でも、第十条の第一項で定められているものでございます。

二項でございますが、二項につきましては前項の申し込みについて、それぞれ住所、氏名等が確認できたときは、登録を行い、貸出券を交付するものというものでございます。

それから、もうしばらくきまして、一番最後のところでございますが、一番後ろでございます。この規則は、平成十七年四月一日から施行するものいたしますが、第五条の改正規定、これは開館時間の延長でございます。開館時間の一時間延長につきましては、平成十七年五月十日から施行するというものでございます。

それから、現在登録しているものにつきましては、それ以降、貸し出し等をしない場合には、平成十八年十二月三十一日限り登録を抹消するというものでございます。

施行日でございますが、平成十七年四月一日でございます。それから、一時間延長の改正規定につきましては、平成十七年五月十日というものでございます。

提案理由でございますが、利用者の利便を図るため図書館の開館時間を延長するとともに、サービス客体の適正化を図るため図書館資料の個人貸し出しの要件を定める必要があるためでございます。

よろしく御審議お願いいたします。

木島委員長

説明が終わりました。御意見、御質問をどうぞ。

よろしいですか。どうぞ。

内藤委員

ちょっと二点伺いたい。

第一点は、現行の方の第十条の二のただし書きですね。小学生以下の児童、これは改正後は、つまり保護者がカードを持っているということになるんですか。

木島委員長

どうぞ。

中央図書館長

そのとおりでございます。現状といたしまして、普通、親御さんが子供さんを連れて来られて、この子ですというふうな形でなされるケースがほとんどでございますが、間々でございますけれども、不正に、疑わしい登録もあるということで、それらを防止するためでございます。他人のお子さんを、あそこに遊んでいるあの子だというような形で、というような事例もあったというふうに聞いております。それにつきましては、基本的には信頼ということを前提にしながらも、きちっとした手続きをしたいということでございます。

内藤委員

保護者がちゃんと利用者カードをとれということですか。

それと、この最後の附則の二の最後、今度の第十条第一項、一番終わりのところですね、第十条第一項各号のいずれにも該当しない者については、平成十八年十二月三十一日限りで登録を抹消する。これは該当する人はどのぐらいいますか。

中央図書館長

まず、その前でございますが、現在の図書館の利用登録でございますけれども、図書館に来られて閲覧をなさったり、中で本を貸し出して、そこで閲覧して帰られる。あるいは、

さまざまな施設を利用する場合につきましては、図書館法との根拠に基づきまして、どなたでも無料使用の原則が定められてございます。

一方で、貸し出しの登録でございます。要は、自宅なりに図書を貸し出していくと。この貸し出しサービスにつきましては、図書館がさまざまに定めていることがございます。二十三区の中におきましても、例えば大田区の図書館でございますけれども、大田区の区民、それから大田区の在勤者、大田区内の在学者ということで、貸し出しにつきましてはかなり限定的に扱っております。

一方で、一番大きな、歯どめのないと言った方がいいのかもしれませんが、全国民を相手にしているのが新宿区でございます。つまり、どこの方でも貸し出しができるということがございまして、この点につきまして区民の方から、区民優先にしてほしい、あるいは東京都民優先ではないのかというようなこともございます。

といたしますのは、インターネットの検索ができるようになりましたために、インターネットでかなり遠くの方が本を発見されるわけでございます。そうしますと、今どこどこにいるんだけれども、どうしてもその本が借りたいということになりまして、お借りになる際には非常に、どうしても借りたいという本でございますので、手続をなさって借りられていくわけですが、なかなか遠隔の地ということになりますと、返却というところまでなかなか十分に対応できないということがございます。

そういった中で、区民優先にしてほしいという区民の皆様の声がある中で、これを大田区のように、区民、区内在勤、在学とまで、余り限定的に小さくしてもいけないのではないかと思ひまして、東京都内ということにいたしました。その理由といたしまして、二十六市、二十三区、東京都を含めまして図書の総合貸し出しのシステムが動いておりますので、そういうシステムでいずれは本が借りられるわけでございますから、今、全国民を相手にしているところを、一新宿の自治体といたしましては、従前の経過も踏まえまして、また都心区の新宿区の図書館であるということも踏まえまして、都民に対応するというところでございます。

それがまず一点でございます。

それで、どのぐらいいるのかということでございますが、いわゆる都外の方でございますけれども、約一万一千名程度。その細かな内訳が実は、例えば在学で何名、在勤で何名ということとはわかりませんが、一万一千名程度はございます。その中で、新宿区にかかわりのある在勤の方、あるいは在学の方につきましては、引き続き使えるわけでございます。

が、いわゆる表現的にはあれですが、一見さんのような利用の仕方、なかなか返却もおぼつかなくなるようなケースが想定されますので、こういったところにつきましては、一定の貸し出しについては区民優先の原則を打ち出したということでございます。

それで、経過措置を設けましたのも、今まで、例えば二年間利用がなければ抹消ということで、現在でもできるわけでございますが、一年数カ月ぶりに、あるいはカードがありますので、カードをお持ちの方が一年数カ月ぶりに来て利用したいというときに、いやもう既にだめですということでは困ります。なるべく円滑な移行を図りたいということで、経過措置の期間をかなり長く設けたということでございます。

内藤委員

そうすると、これ引き続き、そういう登録抹消になる対象の人には通知か何か出すんですか。

木島委員長

どうぞ。

中央図書館長

二カ年ということで抹消されるわけですので、現在でもそれは抹消ができるわけでございます。ただ、順次、先ほどの一万一千名でございますけれども、在学、在勤の方は別といたしまして、借り出しに来られたときにきちっとお伝えをします。それから、館内掲示は当然やるわけでございます。インターネットのホームページでもお知らせをいたします。最終的にどんどん数が減っていくだろうと思っておりますので、十八年の十月の時点で、残された少ない方でございますが、この方にはダイレクトメールでお知らせをし、漏れがないようにしていきたいということでございます。

木島委員長

ほかに御意見、御質問。

よろしいですか。

ほかに御意見、御質問がなければ、「議案第二十五号 新宿区立図書館の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

木島委員長

議案第二十五号は原案のとおり決定いたしました。

議案

議案第二十六号 教育委員会が行う個人情報保護事務に関する規則（全部改正）

木島委員長

次に、「日程第八 議案第二十六号 教育委員会が行う個人情報保護事務に関する規則（全部改正）」を議題といたします。

では、議案第二十六号の説明を教育政策課長からお願いいたします。どうぞ。

それでは、「日程第八 議案第二十六号 教育委員会が行う個人情報保護事務に関する規則（全部改正）」について御説明いたします。

これにつきましては、個人情報保護条例が今回の定例区議会で議決されました。これにつきまして、二月の定例会で本教育委員会の中で意見聴取の求めがございましたので、御審議いただいたところでございます。

この中では、個人情報保護法、また保護条例につきましては、特に外部委託、それから指定管理者による管理代行に際しても個人情報をしっかり保護しなさいということとか、それから救済措置の中で苦情処理について誠実に対応しなさいとか、それから特に罰則が今回決められまして、正当な理由のない個人情報ファイルの外部提供に対しましては、本来であれば地方公務員法の秘密を守る義務違反でありますけれども、それ以外にも、それに加えますね、それに加えて条例の中で罰則を設けたものでございます。これは平成十七年四月一日に施行されるものでございますが、その中でやはり個人情報を保護するに当たりまして、さまざまな事務の手続がございまして、それについて、今回、規則の中で全部改正ということで定めるというものでございます。

概要によりまして、御説明したいというふうに思います。

新宿区個人情報保護条例の全部改正に伴い、教育委員会が個人情報保護事務を行うため、必要な事項を定める必要があるので、この規則を制定するものでございます。

制定内容でございますが、今回、全部条文を読むというわけにはいきませんので、ここに書かれてあるところのみを御説明させていただきます。

一つに、保有個人情報保護の管理責任者は、課長を充てるというものでございます。

それから、個人情報業務、個人情報ファイルの登録手続、登録事項、それから様式を定めるものでございます。この個人情報ファイルにつきましては、これは特定の保有個人情報、特定の個人情報ですけれども、これをコンピュータで処理して検索できるようにしたものでございます。これを個人情報ファイルというものでございます。それからもう一つ、ほか、後で規則の中で出てくるとは思いますけれども、個人情報ファイル登録票をまとめたものがございまして、これは個人情報ファイル簿というふうな言い方をしているものでございます。

それから、ここにあります、三番でございます、目的外利用、外部提供を記録する事項、それから様式を定めると。

それから、四番、外部提供を受けるものに対する措置を定めるものでございまして、外

部提供を受けたものは適切な個人情報保護のための管理をなささいというものでございます。

それから、五番でございます。業務委託、指定管理者の管理に当たって契約書等の中にどのような事項を明記するか、また記録をするか、記録するような事項、それから様式を定めるものでございます。

それから、外部の電子計算機と結合した場合の記録をする事項、それから様式を定めるものでございます。

次のページをお願いいたします。

七番、開示請求をする場合の請求書の様式、それから請求手続を定める。

それから、開示請求等の決定したときの決定書の様式、記載事項を定める。

それから、開示の実施方法を定めるものでございます。

それから、写しを作成したときの費用、それから写しを送付したときの費用の額を定めるものでございます。

十一番が施行状況の公表に当たりまして、区長に報告する事項を定めると。それで、区長がそれを取りまとめまして公表するというふうな形になっております。

この規則の案でございますが、その後ろの方にずっと個人情報業務登録票とか、いろいろな様式が定められているものでございます。一つ一つ、ちょっと説明できませんけれども、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

施行日でございますが、平成十七年四月一日でございます。

提案理由、新宿区個人情報保護条例の全部改正の制定に伴いまして、規則を制定する必要があるためでございます。

よろしく御審議お願いいたします。

説明が終わりました。御意見、御質問をどうぞ。

これ個人情報というのは、どこまでが個人情報として登録されるのかわかるんですかね。

どうぞ。

個人情報につきましては、個人に関する情報ということで、氏名、生年月日、その他ということになりますけれども、要するにその個人が特定される事項につきましては、個人情報というふうになっているものでございます。

ほかに。よろしいでしょうか。

木島委員長

教育政策課長

木島委員長

これも、いわゆる個人情報の保護条例の制定に伴ってのことですから、よろしいでしょうか。

ほかに御意見、御質問がなければ、「議案第二十六号 教育委員会が行う個人情報保護事務に関する規則（全部改正）」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

木島委員長

議案第二十六号は原案のとおり決定いたしました。

議案

議案第二十七号 新宿区教育委員会が行う情報公開事務に関する規則の一部を改正する規則

木島委員長

次に、「日程第九 議案第二十七号 新宿区教育委員会が行う情報公開事務に関する規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

では、議案第二十七号の説明を教育政策課長からお願いいたします。どうぞ。

教育政策課長

それでは、「日程第九 議案第二十七号 新宿区教育委員会が行う情報公開事務に関する規則の一部を改正する規則」について御説明いたします。

概要をまず御説明いたしますが、新宿区情報公開条例の一部改正に伴いまして、公開決定等の期間をさらに延長する通知の様式を定めるとともに、条例の施行状況公表を区長への報告に改めるほか、規定を整備する必要があるものでございます。

これにつきましては、情報公開条例の一部改正でございますが、これは先ほど個人情報保護条例の改正と同様に、その中で行われたものでございまして、一つが情報公開条例の一部改正で、これまで請求交付書のすべてについて延長する期間がございます。公開を決定するまでに延長する期間がございます。それにつきましては、かなり時間のかかる、公開するまでに時間のかかるものにつきましては、相当の期間を延長することができるものでございまして、原則といたしましては十四日以内、これまでの規定の中では、さらに三十日間を延長できるというものでございますが、最近いろいろな大量の文書につきまして公開を求めているものがございまして、それらは整理するということがございますので、それにつきましては期間を定めまして、さらに延長することができるという条例の改正がございました。これが一点でございます。

次に、施行状況の公表でございますが、これまでは実施機関、例えば教育委員会が公表するというふうになっていたものでございますが、今回につきましては教育委員会が区長に報告いたしまして、区長が各実施機関、各部の報告を取りまとめて、その概要を公表す

るというふうになったものでございます。これが二点目でございます。

三点目につきましては、指定管理者の情報公開でございます。指定管理者につきましては、区の公の施設の管理を行うものでございますので、その管理に伴いましていろいろな情報が集まるものでございます。例えば、宿泊施設につきましては、それぞれの利用者の住所、氏名等が集まるということでございまして、そういう情報につきましては今回の情報公開条例の趣旨にのっとりまして、公開を行うために必要な措置を行っていくと。きちんと文書、利用者の書類等については整理しておきなさいという、そういうような改正がございました。

それに伴いまして、今回、新宿区教育委員会の情報公開事務に関する規則の一部を改正するというものでございます。

新旧対照表をごらんいただきたいというふうに思います。

最初に、まず目的でございます。これは趣旨というふうに改正してございます。それから、その下にあります一条の下線の部分ですが、これは新宿区教育委員会というものを教育委員会というふうに改めるものでございまして、教育委員会が行う情報公開事務について必要な事項を定めるという、そういうふうな趣旨でございます。

次に、第六条でございますが、六条の二、これは公文書の公開決定等の期間をさらに延長する通知については、再延長通知書により行うというものでございます。これは資料で、議案の方の後ろの方についているものでございます。

それから、一枚めくっていただきまして、ここの(三)につきましては、写真フィルムについて、印画紙に印画したものの、それからまたその写しも追加したものでございます。

それから、公文書の任意的な公開のところ、四項でございます。これにつきましても、期間をさらに延長する場合の通知は再延長通知書により行うと。この通知の様式を定めたというものでございます。

それから、第十四条、施行の状況の報告でございます。これは毎年六月末日までに、前年度における次の各号に掲げる事項について行うものとする。これは、これまでは各実施機関で行ってもらうのでございますので、かなり細かく定めてございます。これは右の方の現行でございますが、二項のところではかなり定められている。三項のところでも、これは広報紙へ掲載するというものでございます。これを今回の改正によりまして、前年度における次の各号に掲げる事項について行うというものでございます。公文書の公開請求の状況、公文書の公開または非公開決定の状況、それから区長が必要と認める事項とい

うふうに定めたものでございます。

施行日でございますが、平成十七年四月一日でございます。

提案理由は、新宿区情報公開条例の一部改正に伴い、関係する規定を整備する必要があるためでございます。

よろしく御審議お願いいたします。

木島委員長

説明が終わりました。御意見、御質問をどうぞ。

これで公開請求が多くなったって、どの程度多くなっているんですか。

教育政策課長

ちょっと教育委員会の方には特にはないんですが、実は区全体の中で、やはり契約簿を全部とか、それから特定して超過勤務手当についても、年間何十万円とか金額を定めて、それを全部公開請求するということがありますので、特にそれぞれの部署で保管しておりますので、それを全部洗い出さなきゃいけない、要するに漏れがないように出してくるということでございますので、かなり時間がかかるというケースが最近ふえているということでございます。

木島委員長

公開決定等の期間をさらに延長するというのは、今のような理由ということですね。これは公開請求ということで、いろいろな部門で起こっているようですね。

いかがでしょうか。どうぞ。

櫻井委員

私の読解力の問題ですみません。最後の方なんですけれども、十四条ですか、現行は運用状況の公表となっていますよね。改められて、施行の状況の報告となっていますけれども、報告というのはどこに。公表はわかりますが、報告はどこに報告するんですか。

教育政策課長

これまでは各実施機関といいますか、私ども教育委員会が運用状況を作成いたしまして公表すると。その手段につきまして、新宿区の広報、広報紙で掲載するというふうにやっていた。ただ、今回の改正によりまして、区長に報告をして、区長が全体の実施機関、全体の部、課とか、それから行政委員会につきまして、それらの報告を受けたものをまとめて公表する形になりましたので、今後は区長が公表するために、教育委員会から報告をするという、報告を上げるということになっております。

櫻井委員

ここにはどこにも区長に報告というのは出ていない。でも、わかるものなんですか、普通。すみません。

教育政策課長

それは、情報公開条例、先ほどちょっとお話ししましたけれども、施行状況の公表につきまして情報公開条例が改正されまして、区長がまず実施機関に対して、教育委員会に対して、この状況について報告を求めることができるというふうになりまして、それを受けま

木島委員長

して毎年度区長が報告を取りまとめて概要を公表すると、そういうふうな条例の中で規定がされております。

よろしいでしょうか。いいですか。

ほかに御意見、御質問がなければ、「議案第二十七号 新宿教育委員会が行う情報公開事務に関する規則の一部を改正する規則」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

木島委員長

議案第二十七号は原案のとおり決定いたしました。

以上で本日の議事は終了いたしました。

報告事項

報告一 平成十七年第一回新宿区議会定例会における代表質問等答弁要旨について

報告二 平成十六年度第二回新宿区教育委員会幼児・児童・生徒表彰について

報告三 図書館運営協議会の提言について

報告四 新宿区教育委員会事務局管理職員の異動内示について

報告五 新宿区立学校教育管理職員の異動内示について

木島委員長

次に、事務局からの報告を受けます。報告一から報告五までについて一括して説明を受け、質疑を行います。

事務局から説明をお願いいたします。どうぞ。

次長

それでは、十七年の第一回新宿区議会定例会における代表質問等答弁要旨ということで、ちょっと十一ページまであるものですから、はしよりながら御説明させていただきます。

まず、一ページなんですけれども、新宿区議会公明党代表質問、そめたに議員ですけれども、発達障害児への支援促進について聞いております。これは十七年度から、現在の戸塚第二小学校、通級学級、情緒障害学級がございますけれども、それを天神小学校でも十七年四月から追加でそういう学級を設けると。それに伴って質問を受けているわけがございます。

今後の情緒障害学級と特別支援教育のあり方をどのように考えるかということで、答弁ですけれども、情緒障害学級は、今までも自閉症などの児童・生徒を対象にしてきたわけですけれども、それに加えて、今、LDとかADHDなどの発達障害の子供たちが多くなっているということで、全般的な流れの中でも、これは文部科学省も都教委もそうなんですけれども、特殊教育から特別支援教育への移行ということで、特に発達障害、LD、

A D H D、そういう障害のある子供に対してどういう対応をしていくのかということが求められているわけです。それで、教育長の答弁の後段以降なんですけれども、今後の情緒障害学級のあり方については、現在、審議中の中央教育審議会の答申や法改正などの動向を見ながら、発達障害児の教育的ニーズに的確に対応できるよう検討していくと。また、学校の全教員が、発達障害児への望ましい対応を理解できるように、研修の充実を含め校内の支援体制の構築をしていくと。さらに、子ども発達センター、これはあゆみの家の幼児部門を今回再編成いたしまして、子ども発達センターというものを発足させますので、そちらの機能を積極的に活用し、就学前から学校と関係機関との連携を図り、発達障害児及びその保護者の支援に努めると、こういうふうに答えています。

それと、次に新宿区の教育行政についてということで、これは教育長が今度、第一回定例会から登壇されたわけですし、それに対して教育長の所信をというような質問がありました。抱負ということなんですけれども。それと、ほかにもいろいろ聞いていまして、校長のリーダー研修とかスクールスタッフ新宿とか、あと環境教育とか聞かれて、それについてお答えした答弁なんですけれども、今、新宿の教育は何をすべきかと。一番下の部分、三行のところなんですけれども、学校教育では、「個に応じたきめ細かな学習指導を徹底し、子どもが自ら学ぶ意欲を育み、基礎学力を身につける」こうした教育の実践に取り組むと。あと「生きる力」、このことが何よりも大切だと。二ページ目なんですけれども、それとあと教育長、これもよくおっしゃっていることなんですけれども、地域との連携、こういったことを本会議答弁で述べております。

それと、校長研修の部分なんですけれども、三分の一ぐらいのところからなんですけれども、今後、校長には、社会のニーズを的確に把握しながら、よりリーダーシップを発揮し、学校内外の力を結集し、学校教育目標を達成していくという経営能力を高める研修の充実を図る必要があると。

それと、スクールスタッフ新宿のことについて聞かれています。これなんですけれども、この制度のねらいは中学校を軸とした幼・小・中の協力体制を確立する中で、必要な人材を確保し、学校教育力の向上を図ることであると。具体的には、図書館司書や少人数学習指導の講師といった有資格者を、スクールスタッフの主な構成員ということで運用しているわけです。なおかつ、その運用は、各校区の学校、幼稚園も入りますけれども、自律性にゆだねられている。こういうことです。

あと、環境教育のくだりもあるんですけれども、二ページ目の一番下の二行、新校建設

に当たって、太陽光発電や水車とか自己発電の施設、そんなこともちょっと触れさせていた
ただいております。あと、ビオトープだとか、校地の緑化、稲作体験や樹木を育て収穫す
る体験ができる工夫とか、そういったことを述べさせていただいております。

三ページにいきまして、学校の防犯力の強化についてということで、今回は大阪府の寝
屋川市の事件絡みで、これは各会派からほとんど同様の質問を受けております。そこに記
載のとおりなんですけれども、これは区長の方と教育委員会と両方に聞かれていまして、
区長の答弁といたしましては、具体的な内容は教育委員会から答弁するとお断りした上で、
総括的な話として、区長は何よりも重要なのは、学校では学校関係者が、地域では地域の
皆さんが、「自分たちの学校の安全、自分たちのまちの安全は、自分たちで守る」という
意識を持って行動することだと、こういうふうに区長は述べております。新宿区民の安
全・安心の推進に関する条例も、そのような考え方を基本に制定したもので、これからも
その趣旨を強く訴えていくと。

区長の答弁が前段でありまして、教育長の方からは、後段の部分ですけれども、三ペー
ジの下の方に書いてありますが、教育委員会では、二月十五日、事件直後、すぐに取り組
みをしたわけですけれども、三学期修了までの間を「学校安全管理強化月間」と定めて、
各学校で具体的な対策を講じていくと。中身としては、各学校の安全管理マニュアル、施
設面の安全性、これまでの危機管理体制、安全管理対策を再度総点検すると。あと、受付
体制の強化、学校内外の巡回の充実。また、校長会、教頭会とも事件の後にはいろいろと協
議をしてございまして、今、早急な対応として何ができるか、それとあと中・長期的な対
応と両方あるわけですけれども、校長会との協議の結果、侵入者による被害を最小限に食
いとめるため、防犯用品を早急に配備することとしたと。これは後にも出てきますけれ
ども、特殊警棒とか催涙スプレーとか、そういったものを学校に配ります。もうそろそろ着
いていると思いますけれども。

それと、学校の校内だけの体制ではなくて、やはり地域ぐるみの対応が必要だとい
うことがございますので、教育委員会では警察や地域への協力を依頼するとともに、これま
での取り組みの検証も踏まえて、不審者の侵入を防ぐための施設の改善、これは今後取り組
むわけですけれども、それともう一つ、四ページ目の方になりますけれども、地域に開か
れた学校を推進する上で、より一層の安全確保を目指した危機回避のための実践的な訓練
や施設面の対策、それと真ん中より少し上の方に書いてありますけれども、教育委員会や
学校の取り組みだけでなく、地域や警察と連携した地域ぐるみの取り組みが不可欠である。

各学校では、PTAが主体となって地域の防犯マップを作成し、地域の防犯活動に活用するなどの取り組みが活発に行われています。あと、区長部局と連携、防犯パトロール、子供への声かけ、不審者の警察への通報などの協力を要請するとともに、警察に学校や周辺地域でのパトロールの強化を要請していく。現に、警察の方でもパトロールとか、そういったこともやっております。あと、校内の防犯訓練といいますが、そういったことも必要になってまいりますので、こちらの方の指導なども警察署にもお願いしたり、そういったことも順次進めているところです。

次に、自由民主党新宿区議会議員団、四ページ目の真ん中辺ですけれども、代表質問、野口議員ですが、小・中学校の読書指導についてということで、朝読書、学校図書館の蔵書状況、子供たちの読書習慣の向上のための取り組み、そういうことを聞いております。

答弁でございますけれども、そこに書いてあるのは、小・中学校の八割が授業開始前の十分から十五分間の朝の読書指導を実施していると。それと、学校図書館の蔵書状況ですけれども、平均すると一〇〇%だと。ただ、平均で一〇〇%というのはどういうことかというところについては、重点的に予算を配当いたしまして、蔵書、どの学校でも充足率が一〇〇%になるようにやりますというふうに答えています。

それと、下の方にありますけれども、今後の取り組みですけれども、朝読書や読み聞かせ等の読書指導の充実、スクールスタッフ新宿や学校の図書館ボランティア等の人材活用の充実、発達段階に応じた読書習慣の定着への取り組みを一層推進していくということで。

五ページ目でございますけれども、一般質問で吉住議員から区内のスポーツ施設についてということで、これは今度、十八年度からスポーツ施設が指定管理者制度に移行することを予定しておりますので、それに関連して質疑があったわけですが、開館時間のことで、週一回でも夜十時まで延ばすか、ずらすことはできないかというような御質問。それと、登録外の団体ももっと柔軟に使えないかというような、そういったことを聞いています。

答えといたしまして、指定管理者制度に移行するに伴い、より柔軟な運営が可能となるよう、現在、諸規定や管理仕様等の内容を区民サービス向上の視点から検討しています。利用時間の延長についても検討していきますというふうに答えています。あと、利用方法、柔軟な対応をしていきますというような趣旨の答弁をしております。

それと、五ページ目の下の方に、一般質問で深沢議員から、児童の安全と安心について、

これはほとんど同様な質問です。

六ページ目になりますが、新宿区議会無所属クラブの代表質問、根本議員でございますけれども、これは前にもちょっと御報告したことがありますけれども、下落合四丁目、旧遠藤邸の保存についてということで、もう一回調査しろというようなことを、この中で聞いているんですが、それに対する答えといたしましては、教育委員会では昨年十二月に緊急調査を実施しています。そこに記載のとおり、大正末から昭和十年代中ごろまでの建物であり、ただ旧前田邸の痕跡は見られないと。材料、仕上げとも多額の経費をかけた丁寧なづくりの建物であるという調査結果をまとめておりまして、根本議員も質問の中でいろいろおっしゃっているんですけれども、根本議員がおっしゃっているような、専門家等の意見と大体調査結果というのはほとんど同じことを言っているんです。ですから、私どもの調査も言われていることとは別に相違はないという認識を示しております。それと、家屋についてなんですけれども、既に詳細な写真と平面図を作成しておりまして、その成果を記録として取りまとめたいというふうにそこで答えていますけれども、これは所有者との関係で、どうなるかというのはまだ微妙なところがあって何とも言えない部分があるんですけれども、この時点ではそういうお答えをしています。

それと、ほかにも玉川上水のこととか、あと多摩の方の植林とか、そういったことの関連で環境学習だとか、そういったこともこの質問の中で同時に聞いているんですけれども、その辺についてもここで答えております玉川上水の復活だとか、「新宿音頭」だとか「鮎担ぎ唄」というのが、私どもも余りつまびらかには存じ上げていないんですけれども、その辺のことについてもちょっとお答えさせていただいています。

それと、六ページの下の方に、スポーツ施設の指定管理者について。ここで言っているのは、少年団体の利用について、指定管理者になったから、今まで無料だったものがどうなるのかというような質問だったんですけれども、これは西落合少年野球場の利用とか、そういったことに関しての御質疑なんですけど、教育長が答弁で、少年団体の利用については、質問の趣旨を踏まえて検討してまいりますというふうな答えをしています。

それと、七ページ目の一般質問、のづ議員なんですけれども、日本のポップカルチャーを新宿区の文化資源として活用することについてということで、この方がおっしゃっているのは、漫画やアニメ、これは区の文化資源として活用することについて、あと歴史博物館や図書館で漫画やアニメに関する特設資料コーナーを設置することについて聞いております。

答えなんですけれども、真ん中辺に書いてありますが、区立図書館は、学習・教養・調査研究資料を中心に配架する必要があり、漫画の配架については極力抑制すべきという御意見もあるということでございまして、図書館におきましては漫画はふやさない方針で収集していますというふうに申し上げた上で、しかし新宿区は御指摘の「やなせたかし氏」や「手塚治虫氏」のことを質疑の中で指摘されているわけなんですけれども、そういう著名な方がいらっしゃると。中央図書館では昨年七月から、新宿区未来特使として「鉄腕アトム」、手塚治虫氏の作品なんですけれども、それを広く紹介するための常設展示を行っていますと。今後も、中央図書館や歴史博物館への展示等を検討してまいりますというふうにお答えしました。

それと、民主党新宿区議会議員団代表質問、志田議員なんですけれども、学校の防犯体制ということで、制服警備員のことをこの質疑の中でおっしゃっています。というのも、御存じのとおり渋谷区とか、制服の警備員を小学校に全校配置したというようなことがニュースになってございまして、新宿ではどうなのというような、そういうお話なんですけれども、これについては八ページ目なんですけれども、区立学校に制服警備員の配置について、これについてはこれまで以上に学校職員一人一人が防犯意識を高め、危機を回避する全校体制の確立・強化が急務だと痛感していますとか言っていますけれども、要するに制服警備員を配置するとは言っておりませんので、当面は考えていないということでございます。

それと、一般質問の久保議員でございますけれども、「精神」障害への理解と教育についてということで、身障教育とか、それだけではなくて、精神と言っているわけなんですよね。非常に答えが難しいテーマだったんです。そういう質問を受けていまして、答弁の方もなんか半分すれ違っているような感じもあるんですけれども、お読みいただければと思います。

それと、八ページ目の下の方に一般質問、猪爪議員の方から、テーマとしては子供を産み育てるなら新宿区というふうに、大きなテーマが書いてあるんですけれども、教育委員会に対する御質疑の中では、これ前回でしたか、協議事項でお話し申し上げましたけれども、少年の健全育成に関する警察と学校の相互連絡制度、これ新宿区が、締結がおくれているというようなことで、そういう御質問がございました。この方は、早くやれという立場なのかどうかよくわからないんですけれども、何でおくれているんですか、ほかはもう締結しているのです、そういう状況を踏まえてのことなんです。

九ページ目に答弁といたしまして、多様化、深刻化する非行や問題行動及び安全確保に対して、警察と学校は互いに連携し合い、それぞれの役割を果たしながら、問題行動等の発生時にすぐに対応したり非行を未然に防いだりしていく必要があると。教育委員会としては、本制度について、児童・生徒の健全育成を目的とした意義のある制度と認識しており、学校が保有している児童・生徒の個人情報の適正な管理という観点から検討を重ねていますと。だから、ちょっと時間がかかっているんですよというような趣旨の答弁です。今後、できる限り速やかに教育委員会としての考え方をまとめ、個人情報保護審議会において意見を伺いながら、協定を締結していきますというふうにお答えしております。

九ページ目の社会新宿区議会議員団の代表質問、山田議員ですけれども、都教委が発した「配布文書の制限通知」に対する新宿区教育委員会の考え方についてと。これはちょっとこの表題だけでは、何のことを言っているのかよくわからないと思うんですが、都教委が都立学校に対しまして配布通知、学校で扱う文書について、それを制限するような、そういう通知を出したということなんですね。

それに対する答えなんですけれども、学校から配布される文書は、外部団体から依頼された配布物等、多岐にわたっているのが現状であると。当然、学校の管理責任者である校長が配布文書を把握し、その責任において教育上及び学校運営上支障がないと思われると判断したものを配布していると。その際、児童・生徒及び保護者にとって教育的効果があるか、人権上問題はないか等のさまざまな判断をしていますと。区教委としては、配布文書については、これまで校長が適正に管理・運営していると認識しており、都教委のような通知文を出すことは考えていないと。要するに、都教委の方では、何でもかんでも学校の方で文書を配布するような現状があったのかどうなのか、その辺はつまびらかじゃないんですけれども、そういったところについて校長がちゃんと目配りした上で文書を配布しろというような、そういう趣旨の文書だったと思うんですけれども。そういうことを区教委でも、そういう通知を出すのかと、その質疑に対してお答えしたものであるということです。

九ページの後段なんですけれども、日本共産党新宿区議会議員団代表質問、田中議員ですが、大きなテーマはともかくとして、具体的にお聞きになっているのは就学援助について、現行は生活保護基準の一・二倍というようなことで就学援助を適用しております。それを、所得基準なんですけれども、一・二倍を一・三倍に引き上げること、要するに拡大しろと言っているわけです。それともう一つは、学校の安全・安心絡みなんですけれども、

学校警備職員というのが、実は新宿区にあります。御案内のとおり、全校、機械警備に移行したときに、夜間の宿直ということは今なしになっているわけです。それで、昼間の勤務の方に振りかえて学校に配置されているわけですね。退職者不補充ということで今やっているわけですがけれども、ああいう事件があったんですから、むしろ逆に採用したらどうだというような趣旨の質問です。

答えといたしましては、就学援助についてなんですけれども、平成十六年度、対象者全体で二二%、要するに児童・生徒の二二%が就学援助を受けている。それと、これは国からの負担金補助金ですよ、それが来ることになっているんですけれども、現実には予算の範囲ということで切られちゃってしまして、多分所要額の六分の一ぐらいしか国から来ていないというような実情がございまして、区が大きく持ち出しております。それで、二十三区の状況を見ても、所得基準、生保基準の一・二倍というのが、いわば大勢でございまして、そういうこともありまして、現時点において就学援助の基準を引き上げる環境にはないと考えていますというふうに答えております。

それと、十ページ目でございますけれども、学校警備職員のことについてなんですけれども、これまでどおりの計画や方針を変更する考えはありませんというふうに答えています。

それと、次に保育園の待機児童解消策についてということで、これは今回、天神幼稚園を廃止して通級学級、情緒障害学級を設置することにしたわけですがけれども、ほかに休園している幼稚園が四園あるわけですね。そういう関係で聞かれているわけですがけれども、幼稚園舎の休園舎を活用し、保育園の開設を検討すべきだと、そういうお尋ねなんです。

それにつきましては、休園といっても戸塚第三幼稚園、これは保育園の建てかえのための仮園舎として使用しております。それと富久幼稚園も休園なんですけれども、学童クラブの園の方に貸しているというようなことで、現に活用しているわけです。そんなことがあります、今回の天神幼稚園のこともあります。今までも区長部局と協議しながら活用してきているわけです。いずれにしても、休園舎の置かれている状況に配慮しながら、区長部局とも協議し検討する必要があると考えるというふうに答えています。

それと、三十人学級の実施と学校選択制の見直しについてということで、これも毎回聞かれていることなんですけれども、答えとしては十ページ目の下の方に書いてありますけれども、区独自に三十人学級を実施するには、教員の採用・任用・財政的負担等、多くの課題があり、国や都の動向を見据えながら検討を継続していく必要がある。定番の答えなんですけれども、こういうふうに今回も答えています。ただ、引き続き区費講師の人数を拡充し、

これまで以上に個に応じた指導の充実を図っていくというふうに言っています。

それと、学校選択の関係では、言われていることは、希望の多い学校はますます四十人学級の定員近くまで集まってしまっていて、一学級のクラスの実質的な規模ということでは、その辺に格差が生じているのではないかと。これも言われていることです。それに対しては、保護者が子供に適した学校を主体的に選択され、その御希望に可能な限りおこたえした結果であると考えられるというような、ほかに答弁しようがなくて言っているような話ですけども、こういうお答えもさせていただいております。今後も保護者のアンケートを実施するなど、本制度の評価を検証しながら、充実・改善に努めていくとお答えしています。

十一ページ、最後ですけども、新宿区議会花マルクラブ、代表質問ということですけども、個人会派なんですけれども、なす議員です。非戦闘地域と交通信号教育について、これは一体何を聞いているのかわからないテーマなんですけど、子供たちには、信号が青のときに渡ってよい、赤のときは渡ってはいけないと教えているのか。信号が赤・青に関係なく、渡っているときに青信号だと教えているのか。これは実は前段がありまして、自衛隊の派遣のときにどこが非戦闘地域だという中で、自衛隊が活動する地域が非戦闘地域だというふうに小泉総理が答えとか答えてないとか、いわば駄じゃれなんて言うとも怒られてしまいますけれども、そういう質問でございまして。

答えといたしましては、まじめに答えていますけれども、当然のことながら、赤信号は「止まれ」であるが、青信号のときは「進め」ではなく「進むことができる」というふうに教えておりますというふうに答弁させていただいております。

以上でございます。

教育指導課長

報告二をさせていただきます。

十六年度第二回新宿区教育委員会幼児・児童・生徒表彰の決定についてということで、第二回ということで、今年度、二回目ということでございます。

内容は表のとおりでございます。

学校の内外で、不断の努力ですぐれた成果を出したお子さん方を表彰の対象とする。あるいは、ボランティア活動等で継続的に他の模範となるような活動をした場合、あるいは人命救助等を行ったような場合というようなことが推薦基準となって、表のとおりでございます。

合ではなくて否となった方もいらっしゃいますが、それは同様の推薦基準で前年度に表彰を受けているというようなことで、第一回目のときもそのようなお子様はいらっしゃい

中央図書館長

ました。また、さらに努力されて、すぐれた成果を期待したいということで、今回は否と
というような結果も出ております。

おもしろいところでは、おもしろいなんて言うては失礼ですが、三年間にわたるアヒル
の飼育活動ということで学校から推薦を受けて、これは本当に毎朝七時三十分に登校して、
長期休業中も継続的に面倒を見たというようなものも、学校から推薦を受けたときにはで
きる限り顕彰していききたいと、新宿区の子供をこうした形で顕彰していききたいという形で、
今回は決定させていただいております。

以上です。

それでは、図書館運営協議会の提言について御報告いたします。

去る三月八日でございますが、この平成十五年、十六年度、二カ年にわたりまして、区
立図書館サービスの基本的なあり方につきまして協議、検討をしてまいりました。図書館
運営協議会から、教育長に対しまして提言が行われたところでございます。

昨年三月二十三日におきましては、中間のまとめということが行われて、その後、教
育委員会におきましても中間まとめの概要については御報告をしたところでございますが、
今回は最終的な提言ということでございまして、中間まとめの内容を含む提言になってお
ります。

それでは、ページをめくっていただきまして、まずここに図書館運営協議会から教育長
に提言を提出した趣旨等が書いてございます。

ちょうど中段でございますが、前期に当たる十五年度は、「図書館の理念・役割・機能
に関する基本的な検討項目」について協議を行い、十六年三月に「中間のまとめ」を報告
したと。協議に当たっては、区民・利用者の視点に立ちまして、現状を踏まえ、理想の図
書館像を描きたいとの思いで議論を進めてまいりましたということで、後期に当たる十六
年度は、「利用者の要望に応える図書館サービスの充実施策」として十四項目の図書館サ
ービスについて、現行体制において可能なサービス拡充策について検討・協議を行ってき
たということで、ここに提言を提出するというものでございます。

次のページでございますが、目次でございます。

この一番の「はじめに」から参考資料の八番までございますが、「はじめに」の一番か
ら五番の図書館サービスの目標の設定でございますが、これにつきましては基本的に中間
まとめの段階と変わってございませぬので、省略をさせていただきたいと思っております。

恐れ入ります、六の図書館サービスの拡充施策でございますが、十四ページをお開きい

ただきたいと思います。

六、図書館サービスの拡充施策についてということでございまして、図書館の理念・役割・機能に関する基本的なあり方を踏まえ、現行九館体制において、利用者の要望にこたえる図書館サービスで実施可能な拡充施策として、次の十四項目について具体化に向けた積極的な検討を期待しますということでございます。

これ以降、一番の児童サービスの例でございますが、このサービスの趣旨、内容を述べまして、そして現状はどうなっているかということ。それから、充実施策としてはどんなことがあるかということで、こういう構成で、以下、十四項目について述べております。全項目ということになりますと時間の関係もございまして、重立ったところで御報告をいたしたいと思います。充実施策ということで説明をしたいと思います。

まず、児童サービスでございますけれども、充実施策でございますが、十五ページの中段でございます。「新宿区子ども読書活動推進計画」、十九年度までの計画でございますが、に基づき、子供の読書活動を推進し、読書環境の整備を積極的に進めていくことが重要です。とりわけ区立図書館では計画全体の二分の一について取り組みを行いますが、関係機関や図書館サポーター等と連携した取り組みを期待しますということでございます。ちょっと飛ばしまして、図書館では、読み聞かせなど子供と本を結びつけるためのさまざまな活動が行われていますが、どのような本を選ぶべきか、図書館職員が本を読んで選定することが重要です。また、子供のころから、図書館の利用方法について指導することが大切ですということでございます。

ちょっと飛びまして、恐れ入ります十七ページでございます。

三番のレファレンスサービスでございます。この一番下でございますが、充実施策といたしまして、インターネットの普及とともに、新しい情報サービスが要求されるようになり、レファレンスサービスを取り巻く環境も大きく変化しています。レファレンスサービスにおいては、職員によるインターネットの情報活用が不可欠になっており、ビジネス支援やITサービスも視野に入れながら検討する必要があります。中央図書館参考調査室の拡大等は困難と思われませんが、次の点について検討する必要があります。参考調査専用カウンターの設置、レファレンス専門職員の設置、職員のレファレンス能力の向上のためITサービスを含めたレファレンス研修の拡充ということでございまして、今後、組織として利用者のニーズに的確に対応できる体制をつくる必要があるということでございます。

恐れ入ります。ちょっと飛ばさせていただきます、二十二ページでございます。

七番のITを活用したサービスということをごさいますして、充実策につきましては二十三ページ、一番上からでございますが、図書館の情報通信技術を積極的に活用することにより、さまざまな新しいサービスを楽しむことが可能になります。例えば、インターネット等に接続することにより、外部のデータベース等の情報を閲覧することができます。また、ホームページを活用することにより、資料検索や電子情報の閲覧、電子メールによるレファレンスサービスを受けることができるようになります。これにより障害者や高齢者など、日ごろ図書館に来館しづらい利用者にとっても図書館の資料・情報が利用しやすくなります。今後、有料データベースへの接続を行い、レファレンス等にどの程度活用できるか検討することが重要です。また、CD-ROMの購入と利用者の情報提供、インターネットが利用できる利用者端末の設置もオンラインネットワークが求められますということでございます。

次でございますが、二十六ページでございます。

十一番の大学図書館との連携でございます。現在、東京富士大学と目白大学ということでございますけれども、二十七ページの中段でございますけれども、充実策でございます。大学図書館にしかない専門図書や専門雑誌は多くあります。今後とも大学図書館等との連携のもとに、図書館資料や情報の収集・提供は効率的に行う必要があり、区民・利用者の学習機会の拡大となる現在の大学図書館との連携は、今後も推進する必要があります。新宿区内には、ほかにも大学がたくさんありまして、これらの大学との相互協力を検討していく必要がありますということでございます。

次に、同ページ、十二番でございますが、開館日及び開館時間の拡大でございます。

次のページでございますが、二十八ページでございます。

充実策でございますが、区民・利用者の要望を踏まえ、各図書館の開館時間を一時間延長できるよう、職員の勤務体制及び管理運営体制の見直しなどの問題を検討し、開館時間・開館日を順次拡大することが望ましいと考えますということで、早期に四谷図書館を除く地区館七館の平日の開館時間を午前十時から午後七時まで夜間一時間延長ということで、これは先ほどの議案にもなった部分でございますして、既に提言の前に実施を決めさせていただいたところでございます。二番といたしまして、四谷・角筈・大久保の三館について、毎月第四日曜日を開館ということでございます。三番目といたしまして、祝日の開館をふやすということでございますが、現在はこどもの日と十一月三日、文化の日ということございまして、それ以外は開館しておりませんが、これを順次開館をすべきであ

ると。それから、四番目につきましては、中央図書館・四谷図書館につきまして、現在、夜間八時でございますが午後九時までにと。それから、最終的には、通年開館というようなことも展望に入れるべきではないかという提言になってございます。

飛ばさせていただきまして、二十九ページでございますが、管理運営の多様化でございます。こちらについては、ちょっと前のところ、大事なところでございますので読ませていただきます。行政がすべてを決め、行政だけが運営する時代は終了しました。図書館運営を担える民間事業主体も徐々にあらわれてきました。自治体では、貸し出し・返却等業務の委託化が広がり、また、少数ではありますが、指定管理者による図書館運営が行われる時代となりました。行政のみ、職員のみが公共図書館を運営する時代ではありません。今後の図書館運営は、多様な資源を効率的に活用し、さまざまな主体による図書館サービスの競争を促して利用者にとって満足度の高い図書館運営を実現する必要がありますということです。

次のページでございますけれども、中段でございますが、充実策といたしまして、図書館の管理運営には幾つかの形態があり、それぞれの管理運営形態について検討していく必要があります。直営でありますとか、一部委託でありますとか、あるいはNPOへの委託、それから非常勤職員で運営するというようなこともございます。それぞれの管理形態について検討をしていく必要があります。選書・重要なレファレンス・苦情対応窓口は職員が行っていても、平易なカウンター業務などは委託しているところもふえてきています。税金で運営する以上、効率的な運営方法を考えなければなりません。非常勤職員を主体に運営する館や部分的な委託、NPOへの委託も考えられますが、それぞれの運営方法のメリット・デメリットを十分検討する必要があります。運営形態に対する最終的な選択は、区民・利用者が評価することにより、定まっていくものです。したがって、図書館サービス評価のあり方についても、あわせて検討する必要がありますということです、重立った十四項目の説明をさせていただきました。

それで、三十一ページに「おわりに」という言葉がございます。中段でございます。

十四項目のこのほかにも、図書館が今まで実施してこなかった事業の検討の必要性を初め、サービスを実施していくための人材の育成、研修体系の整備等、図書館として当然取り組まなければならない課題も多くあります。しかし、これら体制整備は、行政の努力にかかわるものであり、図書館運営協議会としては、本提言における充実策の具体化検討にあわせて、これらの体制整備をあわせて検討がなされることを強く期待しますということ

で締めております。

恐れ入ります。三十八ページをお開きいただきたいと思います。

十六年度におきましては、具体的な十四項目についての協議会を開催しておりますが、こちらに記載のとおり実質的には都合七回ということでございます。小委員会が一回でございます。三月八日、最終には提言をいただいたということでございます。

なお、運営協議会から提言をいただくに当たりまして、金子教育長といたしましては、この検討なされた提言につきましては、教育委員会としても十分尊重していく立場であるということで、まず尊重すべきものと考えているという認識を示した上で、一方、財政状況でありますとか、あるいは施設が大分老朽化をしている部分も出てまいりましたので、施設の現況なども十分に踏まえて、効果・効率的なサービスの拡充に努めていきたいということで、この十四項目をすべて一度に、あるいは順次においてもすべてできるかどうかということも含めて、今後具体的に検討していくと。そういう趣旨で、提言に対するコメントを発表したところでございます。

なお、この運営協議会から教育長に対します提言の提出の後、運営協議会の皆様から区民の皆様への報告会という形でもございまして、一時間十分程度でございましたが、六名の方が参加をなされまして、報告がなされたところでございます。報告に対します区民の皆様、大変少数の方ではございましたが、図書館運営委員会、公募の方、四名を含めまして、協議会の委員の皆様に対しますこの二年間の検討に対する御苦労に対する、いわゆる敬意を表するということなことでか、感謝と敬意ということでもございました。それから、職員としては大変うれしいことでもございますが、この実務に携わりました職員の名前も利用者の方から挙げていただいて、ねぎらいの言葉があったということでもございまして、この中の内容をめぐる意見交換は余り行われなかったわけでもございますが、それだけにこの提言を具体化していくということに対する利用者の期待のあらわれなのかなというふうに認めた次第でございます。

以上でございます。

教育政策課長

それでは、報告の四、新宿区教育委員会事務局管理職員の異動内示について御報告いたします。

三月二十五日に幹部職員の人事異動内示がございました。四月一日付の人事異動内示がございました。教育委員会の関係の発令予定ということで、きょう資料を御配付させていただいております。

教育指導課長

部長級でございますが、教育委員会事務局参事として鴨川邦洋が、今度、教育政策課長の事務取扱ということで転入異動でございます。現職は、都市計画部計画調整課長でございます。それから、中央図書館長として、現在、企画部企画課長の小柳俊彦が昇任異動ということでございます。

それから、課長級でございますが、学校運営課長に杉原純、環境土木部環境保全課長が転入でございます。

なお、転出でございますが、鹿島中央図書館長は議会事務局長、それから濱田学校運営課長が総務部契約管財課長、それから私、吉田でございますが、教育政策課長が総務部の職員課長ということで転出でございます。

さらに、教育委員会から管理職に昇任ということで異動もございましたので、あわせて御報告させていただきたいと思っております。

佐藤企画調整係長が区長室の副参事、広聴担当でございます。それから、小野学校運営支援係長が四谷特別出張所の所長ということで昇任異動というふうになっております。

以上でございます。

続いて報告五をさせていただきます。

平成十七年度の定期異動・教育管理職等の名簿を御用意させていただいておりますので、それに基づいて要点を御説明いたします。

今回の異動につきましては、校長は五年、教頭は三年を目安にして異動対象とするということで、五年と三年を基準といたしました。ただ、例えば校長の場合、退職まで残り七年ということになれば、七年を継続してということであるよりは、三年と四年、あるいは四年と三年という、そういう刻みを考えてございます。基本的には適材適所、そして新宿区全体の教育の質的向上を図っていくということで考えてございます。また、教頭については、人材育成、そして新しい学校での経験、多様な経験をすることによっての能力アップということも含めて異動事務を進めてまいりました。

表の上が校園長、下の表が副校長・教頭・指導主事と。十七年度に向けてということなので、申しわけなかったんですが、副校長という名称をここで使わせていただいておりますので、おわびを申し上げかたがたお許しいただければと。今になって気がつきました。

それで、上の段が幼稚園、そして中段、小学校、下段、中学校という形ですけれども、幼稚園については愛日幼稚園が幼保連携園ということでありますので、その辺の目配りをしながらということと、あわせて愛日幼稚園は専任園長がおりませんでしたので、その幼

保連携にあわせて専任園長を置くという形でございます。したがって、園長は今回、三人から四人にふえている陣容となっております。

小学校長は退職が三名おりました。

それから、中学校は退職が一名いらっしゃって、今回は他区に二名転出されてございます。十三ある中学校のうち九校、九名が異動の対象という形で外に出る場合、あるいは内転の場合、それから転入の場合。西早稲田中学校、新宿中学校は、それぞれその表の方々を充ててございますが、新宿中学校の校長には、長年、本区で指導主事の経験もある方の任用でございます。

教頭については、先ほど申し上げましたように、やはり多様な経験をさせていきたいということで、今回、幼稚園、小学校、中学校ともそのような陣容になってございます。

以上です。

木島委員長

説明が終わりました。報告一について、御質疑のある方はどうぞ。

どうぞ。

櫻井委員

久保議員の御質問中での「障害読本」とあるんですが、これはどういったものなんですか。八ページです。

どうぞ。

木島委員長

教育指導課長

いわゆるバリアフリーとか、あるいは特別支援教育とか、そういう形で非常に支援が必要であるということが、恐らく御質問の根底にあるかということで、いわゆる小・中学校で副読本をつくることを考えての御質問というふうに受けてございますけれども、現在そうしたものがないのですけれども、教科書でかなり充実しているということもありますし、今後また検討の余地があるかは認識しております。

それともう一つ、すみません。よろしいですか。

櫻井委員

どうぞ。

木島委員長

櫻井委員

その次ので、配布される文書のことなんですけれども、これは外部団体から頼まれた配布物というの、具体的にはどういったものがあるんでしょうか。

どうぞ。

木島委員長

教育指導課長

学校にはさまざまな文書の配布依頼がございますけれども、それをそのまま子供を介して、学級担任が子供を介して家庭に配布するということについては、やはりいささか慎重にならざるを得ないだろうと。学校はあくまで中立・公平な立場でございますので、ある一定のときに偏りのある訴えの団体の方とか、特殊な考え方の方々がパンフを配っていただき

たいとか。それから、そういうことではなくても、営業、営利を目的としているPR、冊子類が配られるということもありますので、それについては校長がきちっと把握をして、そして責任を持って行うべきであると、そういう考え方で今回の答弁の骨子をつくらせていただいています。

それが、なぜそういうことが区市町村教委のそういう質問になったかというのは、聞くところによれば、そういうことが十分に監督できていないまま冊子類が配られたり、逆にそういうことを余りにも神経質になるがために、学校でいろいろな文書等の御依頼を門前払いをしてしまって、もう少し協力的に学校ができないだろうかという、両方のそういう御意見があって、あくまで学校は公立、中正、そして営業を目的としたものはやはり受けられないだろうと、そういう基本点を確認させていただいたところでもあります。

いいですか。

でも、学校にそういうものを、要するにビラじゃないですけども、学校にそういうものを持ってくるのもいい、許可されるんですね。だから、みんな生徒にいくかどうかは別として、学校にそういうものを委託するというか、持ってきてしまうということが許される。

どうぞ。

当然、子供のために学校があるわけですから、子供や、その子供の保護者の方々に対してよいものというか、有益なものは、それは当然、私は協力する責務が学校にはあると考えます。具体的に言いますと、例えば子供の育成会とか青少年育成とか、そういう団体が、当然、土曜日などに居場所づくりで何か企画したときには、学校を通してパンフだとかビラを配っている。場合によっては、ビラを配るだけではなくて、掲示する協力なども求められますし、それはむしろ積極的に学校がかかわるべきだと思います。しかし、内容によっては、いささかいかかなものかなというものがありますが、それは慎重に精査しませんと、知らないうちに営業目的に学校が利用されたりとか、偏った考え方の団体の方たちのお先棒というようなことにもなりかねないわけですから、そこら辺を十分に注意すべきであると。しかし、依頼があったものについて、全く門前払いをするということではございません。

よろしいですか。

ほかに。

ほかに御質問がなければ、次に報告二について御質疑のある方はどうぞ。

これはよろしいですね。

木島委員長
櫻井委員

木島委員長
教育指導課長

木島委員長

次に、報告三について御質疑のある方はどうぞ。
提言でございますが、いかがでしょう。
これは非常に丁寧にまとめてありますので、今後の参考にさせていただければよろしいかと思いますが。
よろしいですか。
それでは、ほかに御質問がなければ、報告四について御質疑のある方。
これは当然決まったわけですから、報告を受けておきます。
次に、報告五について御質疑のある方はどうぞ。
これもしようがないことでございます。

報告事項

報告六 その他

木島委員長

特に御質問がなければ、本日の日程で「報告六 その他」となっておりますが、事務局から報告事項がありますか。

教育政策課長

本日はございません。

木島委員長

それでは、報告事項は以上で終了といたします。

閉

会 午後四時二十八分閉会

木島委員長

本日の教育委員会は以上で閉会といたします。御苦労さまでした。